

らが、なお明らかにされねばならないが、紙幅が尽きたので、次の機会に検討したい。

〔註〕

1 福島四郎は、福沢との面識はなかつたが「婦女新聞」発刊に際して、面識を希望し、旧藩主一柳末徳の紹介状をもつて二度自宅を訪問しているが、都合悪く面会を果していない。

2 「七去」として「女大学」の中であげられているものは、1 婦(しうと、しうとめ)に順はざる女 2 子なき女 3 淫乱 4 愚氣 5 悪しき疾 6 多言 7 盗心などである。

3 福沢諭吉全集 第六巻 昭和三四、岩波書店、四七七ページ

4 福島四郎「婦人界三五年」婦女新聞社、昭和十年、一〇四〇ページ

5 同上書 一〇四四一一〇五五ページ

6 福沢諭吉全集 第六巻 昭和三四、岩波書店、四七七ページ

7 福島「婦人界三五年」一〇四六ページ

8 福島「婦人界三五年」大正一一年四月号、二八ページ

9 関 嶽二郎「明治の令嬢」明治三五年、博文館、一一二ページ

10 同上書 一一四ページ

11 同上書 一二〇ページ

12 明治三三年、吉岡弥生が創設、明治四五年東京女子医学専門学校となる。

13 福島、前掲書 跋三ページ
14 同上書 序二ページ
15 同上書 卷頭言六ページ

16 年には、山脇房子、吉岡弥生と共に、全国の処女会の統一組織として、処女会中央部を設立している。

17 福島、前掲書 跋三ページ

18 明治女学校については、「明治教育世論の研究」上(本山幸彦編、福村出版)の第八章、女子教育—「女学雑誌」を中心にして(拙稿)にくわしい。

19 らなみに、当時の高等女学校令による各科時間配当表によれば、家事の時間は四年級で週三時間、五年級で五時間、裁縫は一年から三年まで毎週四時間づつ、四年と五年級は週六時間になっている。

20 中島太郎、「近代日本教育制度史」昭和四四年、六六八ページ

21 ただし、この問題は、福島の国家観や社会観あるいは婦人観と関連してとらえねばならないので、別稿で彼の思想をまとめて検討するつもりである。

22 中島太郎、前掲書 六七二ページ

同等の高等学校という形は実現されず、大正九年七月、高等女学校令改正により、高等女学校に高等科設置という形で制度変革されるにとどまった。高等女学校の高等科は、福島の主張した大学入学資格のための女子高等学校設置とは質的に異なり、高等科卒業は大学入学の資格条件とは認められず、そのレベルも男子の高等学校高等科とは比較にならない程低いものであった。高等女学校令の改正公布に先だって、大正八年末から翌九年二月にかけ、婦女新聞社が音頭をとつて女子高等教育に関する請願書を帝国議会に提出しているが、署名者五千名を越えたこの請願も成果をみず終つた。中島太郎は「(当時の)女子高等教育に関する制度的意図と国民的要望との食いちがいを示した」と表現しているが、たしかに、これは大正期女子高等教育をめぐる世論と政策との齟齬を鮮明に印象づけるものであったといえよう。

大正期における「婦女新聞」の世論キャンペーンはかくて徒労に終り、女子高等教育を少数の府県立専門学校や私立専門学校のみに頼らず、官費による直轄の学校を設けよという要求にも見切りをつけ、昭和に入ってからは、私学への助成金要求を展開する。昭和五年九月一四日付の社説(「女子高等教育民営主義を確立せよ」)によると、私立女子専門学校は経営難にあること、文部省は自らなすべき仕事を民間に肩代りさせているのであるから、私学への「補助奨励」をするべきこと、官立の専門学校を一校新設する費用があれば、十数校の私立女專の教育を充実しうることなどを指摘している。さらに女子高等学校設立の主張に代つて、高等学校の男女共学

を要求し、高等学校令第一条、「男子の高等普通教育」の規定の改正を主張すると共に、専門学校の男女共学化は専門学校令のもとに合法である故、「婦人界は陳情でなく懇請でなく、権利として之を文部大臣に要求しても可いだらう」と強気の姿勢をみせている。

——むすび——

「婦女新聞」の主張にみられる特徴は、女子の教育制度の充実化、あるいは、男子との教育機会の均等化ということであろう。小学校以降の中・高等教育機関では、教育内容、レベル、年限などにおいて男子より低いところに置かれていることの不合理を終始一貫して世論に訴へ、制度の改革を要求している。これらの要求は、わずかづつ政策に反映していく、とくに、昭和一四年、教育審議会は、女子高等学校設置を認め、翌一五年には、女子大学設置も認めるに至っているが、実現されるに至らなかつた。「婦女新聞」の主張が、

制度の不備をつき、教育の機会均等を求めていた限り、近代的、進歩的、合理的な意見であるといえよう。他方、福島はきわめて熱心な國体擁護の皇室崇拜者であり、國体觀念と孝道との結びつきを論じるメンタリティーの持主でもあった。従つて、制度面からは政府の政策を批判したが、女子教育の目的については、批判の必要がなかった。ここに、大正期の女子教育世論の本質が浮彫りにされてくる。このような性格をもつた主張は、読者層の間にどのような反応をよんだであろうか、さらに、「婦女新聞」の婦人觀、社會觀、國家觀が、相互にどのような構造をもつてつながっていたのか、これ

中では、これ以後、とくに女子高等教育論の中で顕著になつてい
く。

第二節 女子高等教育論

臨時教育会議の答申をもとにして大正七年に公布、翌八年四月に実施された大学令は明治以来の「大学」のイメージを大巾に変えていく契機となつたが、この大学令が女子にとって如何なる意味を持つかについていち早く論じたのが、「婦女新聞」の「現行大学令と女子の入学」（大正八年七月一一日）である。福島はこの社説の中

で、大学令にもとづいて女子の入学が法的には可能であるが、それは解釈論的に可能であるということ、そして、まず、その入学の前提となる高等学校（あるいは女子高等学校）の設立が必要であると説く。

大学令第一条には、「大学は国家に須要なる学術の理論及応用を教授し……」とあって、男子に限るという意は汲みとれないのに對し、同時に公布された改正高等学校令は第一条に「高等学校は男子の高等普通教育を完成するを以て目的とす」とあり、明らかに女子をシャットアウトしている。福島は、まずこの点に、解釈論的な系口のあることを主張し、さらに、大学令第九条に規定された入学資格に關しても、大学予科修了者、高等学校高等科修了者と並んで「之と同等以上の学力あると認められたる者」という項により、女

高師や専門学校の卒業が大学入学のパスポートとなるべきだと論じる。既に大学令発布以前の帝国大学令下にあつた大正三年、東北帝國大学総長の沢柳政太郎が、女子の入学を許可して世論を沸かせた

が、その反対論者の論拠の一つは、明治十九年制定の帝国大学令がその制定時の通念からみて、男子のみを対象としていることが自明であるということであった。沢柳は、法の広義に解釈することと、時代に適応させることを主張して、女子への大学開放を敢行した。しかるに、今回の大学令は、福島の表現を借りると、「今日の心を以て文字通り解釈すれば可い」のだから、前述の大学令第一条に男子に限ると明文化されてない限り、女子の入学も正面から要求していけると論ずる。

女子の大学入学の法的解釈論と同時に「婦女新聞」は、女子高等学校設立論をたてつづけに論じている。これは当時の女子教育界の世論でもあって、この年の高等女学校長会議では最も多かった建議案であり、全国主要女学校百余校から提出されたという。それにもかかわらず、当時の高等教育拡張の動きから、ともすれば除外されそうになるのが女子高等教育であつたので、文部省に対しても、強い不満を表現している。

「最近議会に於て協賛を得たる高等教育大拡張の内容が、三〇余の高等学校や専門学校を新設する計画を立てながら、其の中に一個の女子高等学校、女子専門学校を含ませなかつたのは、いかに強弁しても文部当局が時代の大勢を解せなかつた大失態といわなければならぬ」（「女子高等学校設立の急要」大正八年一月二三日）

文部当局、とくに専門学務局が女子の専門教育、高等教育に対して熱意を示さないことへのいらだちがみえる。このような臨時教育会議への期待にもかかわらず、結果的には、福島の主張する男子と

学校卒業生より明らかに低いが、これでは女性が社会に貢献することなど思いもよらない。高女校四年制のものは大部分五年制にし、女子中学校と改称して名実ともに男子中学と同等のレベルにしなければならない。中学校令と高女校令との各科時間配当表によると、高女校には家事裁縫の二科があるため、外国語や数学の時間数が中学の半分に満たない。（中学校では外国語は一年級に六時間、二年以後は七時間、高女は一年から五年を通して三時間、数学は中学は各学年を通じて四時間、三年級のみ五時間、高女は各学年とも二時間、中学の博物と物理化学は高女の二倍）、修身のみは中学が各学年とも週一時間であるのに対し、高女は二時間となっている。

福島は、これらの実情を批判し、特に修身科に関しては、中学生にこそ道徳を教える必要があること、理数科、外国語が中学レベルにならない原因が、家事裁縫への過重な時間配当になることを指摘した。彼の言に従うと「女子頭脳の発達を妨ぐるもの実に家事裁縫なりと言つても過言であるまい」¹⁹となる。さらに、家事裁縫の教科を学校教育の中でこれほど重視する意味が当時の社会生活の中ではうすれてきているということから、それらの時間を半減して男子並みに近づく女学校が、各府県に二つや三つあってもよいという論を展開し、それが当時の高等女学校令の下に実現しうるとして、府県当局者や私立高女の当事者に再考をうながしている。

右にみてきたように、「婦女新聞」社説は、臨時教育会議以降の女子教育の政策変更（具体的には高等女学校令改正）が、期待はずれであったことを表明したが、見落してはならないことは、福島が

臨時教育会議答申中の、女子教育の目的規定の付加事項に関する何の言及もしていないということ、つまり暗然の了解をしていると考えられることである。この付加事項とは次のようなものである。

「女子教育に於いては教育に関する勅語の聖旨を十分に体得せしめ殊に国体観念を鞏固にし淑徳節操を重んずるの精神を涵養し一層体育を励み勤労を尚ぶの氣風を振作し虚榮を戒め奢侈を慎み以て我家族制度に適するの素養を与ふるに主力を注ぐこと。²⁰」

「勅語の聖旨」、「国体観念」、「家族制度」などという言葉が大正期女子教育の基本目的の中に入ってきたことに対して、福島は、何ら違和感を持っていなかつた。何故なら彼は国体観念の強い天皇主義者であつたから、女子教育のイデオロギーに関する限り、政府に反対する必要がなかつたのである。ここに彼の女子教育振興運動の特質がみられるのであって政府への政策批判も、教育制度や内容、レベルなどの男女不平等に関して主力がそぞがれており、国家の提示する教育目的そのものがもつ問題性への意識はきわめて微少である。むしろ、彼にとっては、大正期に入って、女子教育の目的規定に國体観念と家族制度を強固にするための「婦徳の涵養」という項目が入れられたことは歓迎されるべきこととみなされたのではなかろうか。又、立場を変えてみれば当時の女子教育に関する国民要求は、もっぱら教育機会の平等ということに集中しており、そのイデオロギーに関しては、特に女子教育だけの問題ではないということでもある。ともあれ、教育機会の均等を要求する論調は、「婦女新聞」の

性的に應用」するからだと述べる。「男女の差別觀と平等觀」(大正一二年六月十日)彼にいわせれば、これこそ、正統派の差別論であるということになろうか。しかし、当時の一般世論の動向からみて、差別説が平等説に結びつくるではなくむしろ、優劣説と直結する傾向をみた彼は、「今の時代は男女の差別觀よりも、平等觀の方に重きを置く方が適切なる教育法であらう」(同上)と結論づけている。

このような彼の女子教育觀を、どちらつかずのオパチュニストとして批判することはたやすい。しかし、急進派でもなく頑迷固陋の保守派でもない、他ならぬ「中間的立場」をとる者の主張が、当時の女子教育世論を地道な方法で、わずかづつでも動かしていったのではないか。しかも、この「中間的立場」も政府の女子教育政策には、かなり痛烈な批判をしている。以下、次章で検討したい。

第三章 女子教育政策への批判

第一節 高等女学校論

大正期に入つて教育制度全般にわたる再検討が臨時教育会議といふ形で行われたが、女子教育も当然その答申の中に含まれていた。この答申に沿つた女子教育政策について「婦女新聞」がその社説にどのような意見を表明しているかを検討しよう。まず、高等女学校のカリキュラムの内容変更の必要とそのレベルアップを主張したのは、「高等女学校を女子中学校と改称せよ」(大正一二年七月八日)の論である。これによると、臨時教育会議における諮問に対する答

申の趣旨に沿つて行われた高等女学校令の改正(大正九年)によつてもなお、高等女学校の教育内容や時間数は、中学校と比較して格差があるとし、高等女学校令の改正が、不徹底であるとするのである。

周知のように、大正期の教育体制を、社会的実情に沿つて大巾に改正した筈の臨時教育会議は、女子教育についてもある程度の前進面がみられた。例えば修業年限の延長、(従来は四カ年とされ一カ年延長することができることになつていたのが、改正によつて、五カ年又は四カ年とす、但し土地の情況により、三カ年と為すことを得」となり、三カ年の場合も高等小学校卒業の者を入れるため、明治三二年規定の修業年限三カ年とは同一視されない)、高等科の設置、高等小学校との連絡関係の調整などである。さらに教育課程についても、従来より現実性と融通性が加えられ、高学年において、数学、理科の時間数が増し、修身、裁縫、音楽の時間数が減じたし、特別の事情がある場合には、学科目の毎週教授時間数を増加し、又、文部大臣の認可をえて減することも可能になった。このような大巾の改正にもかかわらず、なお、中学校とは一線を画した低レベルの教育であるとする基本方針は改められずに終り、そのことがその後の女子教育界の世論をかきたてたのである。「婦女新聞」の社説も、くり返しこの問題をとりあげている。

前述した社説、「高等女学校を女子中学校と改称せよ」には、時間数などを具体的に中学校と比較しているが、社説の筆者、福島の主張は、およそ次のようになる。高女校五ヶ年卒業生の実力は、中

と題して、当時、一部の高等女学校長が抱いていた旧態依然たる保守的女子教育観に対し、批判の矢を放った。

「吾等は、最近開かれた高等女学校長会議を一日傍聴して全く驚いた。個人調査をやつたわけではないが、彼等の中には、依然昔の通り、社会を男子本位に考へて、男子の為に都合のよい女子を作るのが女子教育の本領であると信じて居るらしく感ぜられた。」

これらの高等女学校長は、「地動説が立証されて居るにもかかわらず、依然として太陽が地球の周囲を廻るのだと信じて居た時代遅れの学者と同じ」と彼は続けて述べている。そしてこのような男子本位の社会と女子の劣等的位置を主張する立場を、彼は、男優女劣説と名づける。それに対立した概念として男女平等説、及び男女差別説をあげ、これら三つの説が、大正期日本社会に相応の支持者をもち、相競争していると指摘する。「女子教育の三主義」大正七年六月七日)

(年六月七日)

第一の男優女劣説は、貝原益軒の女大学に源流があるとし、女子は先天的に男子より劣っており、従つて独立の能力もない。その女子教育の方針は、妻として夫を楽しませ、主婦としては、家政を整理し、母として子供を育てる方法に精通すればよく、男子と同質の高等教育には、体力的、能力的に耐えられないものであり、女子の本分を誤ることになるとする。第二の男女平等説は、良妻賢母主義の教育が、高等女中の養成に陥りやすいとして批判する立場で、教育は男女同一であるべきとし、女子を独立した人格として認め、政治経済上の権利と機会を認めるべきことを主張する。福島は、この

主義主張が女性の自覚をうながす上で効果ある役割を果したことを認めながらも、同時に、「女をして女らしさを失はしむるやうな現象が一部分見えないでもない」という点で批判している。

第三の男女差別説は、男女には優劣もなければ尊卑もないが差別はあるという主張であるが、福島の女子教育観は、平等説と差別説が分ちがたく共存していることにその独自性がある。彼の場合「差別」なる言葉が、優劣、尊卑の次元ではとらえられておらないとするなら、どういう意味内容を持っているのかが明らかにされねばならない。

「男女は互に他の為に存在せりと言ふことも出来るし、又各自独立した存在の意義を有せりとも言ひ得られる。別と見れば別、一つと見れば一つ、仏教の所謂『平等即差別、差別即平等』である。決して一方のみを主として他を其の従属物と看做すことは出来ぬ」(「男のための女なりや」大正三年十月二三日)

大正期の女子教育界における新旧思想の対立を差別即平等、平等即差別という甚だ便利な仏教語を援用することによって、差別説、平等説の双方に理解を示して、ある時には差別説を、又、ある時は平等説を支持する。例えば、男女平等説は、大正期においても依然として世論の抵抗をうけたが、福島は、差別論者を批判して、彼らが男女平等説を「女を男に変化させるための運動」と誤解している点を指摘する。そんな心配は毛頭ないのであって、「いかなる教育の力を以てしても（中略）女を男たらしめることは出来ない。同じ学校で同じ学科を学んでも男は之を男性的に活用し、女は之を女

(明治四二・一・二二) は、明治期女子教育界における明治女学校¹⁸をどのような点で評価しているかをよく表わしている。福島は、この論評の中で、当時のいわゆるミッショニスクールが基督教を普及させることができが主目的であったのに對し、明治女学校は「日本の女子教育を本位とし、基督教を方便として用ふる」点に特色があつたとし、それが、「当時においては驚くべき卓見」であつたと指摘する。さらに、明治女学校の隆盛期を評して、「實に天下を風靡するの勢力を有し、當時の嚴本善治氏は、實に革命軍の雄将たる概ありき」とのべている。この指摘は、福島にかぎらず、當時の一般女子教育界の識者に認められる見解であつたと考えられるが、さらに明治女学校が女子教育界に及ぼした影響についても、福島が、積極的に評価していることは注目したい。彼はいう。「明治四二年の今日、わが女子教育界が、枝葉に涉る幾多の小不満あるにもせよ、根本に於ては殆ど遺憾なきまで、日本的精神を發揮せるを見て、一部の功を嚴本氏に帰するの決して不当にあらざるを信ず」というのである。果して、明治女学校は、明治期女子教育界全体に、「日本の精神」をふきこむほどの影響力があつたのであろうか。筆者には疑問なしとしない。そもそも「日本の精神」ということであれば、條約改正失敗後の政策転換の余波をうけて、鹿鳴館時代の欧化の流行が急速に反動化し、保守的風潮が波の振り返しの如く戻りはじめた明治二十年代初期、いち早く、教育方針を日本化したのは、官立お茶の水女学校であつたし、私立学校においても、二十年代に入つてから棚橋絢子、三輪田真佐子といった伝統主義、保守主義の女子

教育者が、「日本の精神」の総本山的存在として世に活躍している。そして、三十年代以降の女子教育界に一貫してつらぬかれたのも、その系譜の「日本の精神」であつたといえる。明治女学校の精神的基盤となつた「女学雑誌」の主張する「日本の精神」は、その基盤に、西欧の思想、宗教、藝術への理解と近代的自我の確立への摸索と追求があり、それが日本社会の現実という壁につきあたって、はじめて見直されてくるのが、日本の伝統的藝術であり、文化であるとされている。このような精神が明治女学校の教育に直接つながると考えることには難があるが、少なくとも、思想的零匂気としては存在していたであろう。しかも明治女学校で教師の職にあつたこともある北村透谷が、思想的挫折をした経緯を考えるとき、福島のいうほど、安易な形で、明治女学校の精神的遺産が、明治後期の一般女子教育界に敷衍していくとは、ますます考えられなくなる。むしろ、明治女学校が、思想的影響力を広く女子教育界に持ちえなかつたこと、そして、この個性豊かな女学校が、自滅していくをえなかつたところに、明治期女子教育の本質をめぐる問題の核心がひそんでいるのではなかろうか。とはいへ、クリスチャンでない福島が、嚴本善治を高く評価していたことは、福島の論を検討していく上で、無視されではならない側面であろう。大正期以後における福島の女子教育批判も、嚴本への評価と関連づけて考えられる点もあるからである。

第二節 女子教育の方針

福島は、大正六年一一月一六日の社説に、「男子の為の女子教育」

にいへば、私の思想的教育は、大部分婦女新聞から得たといつて
も大して言ひ過ぎではありますまい。¹³

「婦女新聞」は、創刊の頃より、右のような独立意欲の強い、向
学心に燃えた女学生向きの地味な色彩を持つていたと考えられる
が、同時に、当時、一家をなした知識婦人の中にも支持者がいた。
穂積歌子はその一例である。歌子は、東大教授、枢密院議長などを
歴任した男爵穂積陳重の妻である。歌子の「婦女新聞」とのかかわ
りについて息子である穂積重遠は次のように記している。

「母は婦女新聞創刊の抑もの始めから精神的後援者であつて、
親戚知己の若い婦人の顔さへ見れば、「婦女新聞を読みなさい」と
勧めたものですが、自身も熱心な愛読者でありました。」¹⁴

歌子は、「婦女新聞」の所論について賛成する点や、意見を異に
する点などについて、よく、娘や嫁たちと「談議」したというし、
福島も歌子を、「婦女新聞最大の恩人」と指摘している。

「婦女新聞」は創刊当初においては、このように、向学心に燃え、
当時においては少数派であった独立心ある若き女性の興味をひき、
他方、上層の知識女性の一部にも支持者があつた。しかし、時がた
つと共に「婦女新聞」の読者層の主体となつていったのは、婦人界
女子教育界の中堅リーダーの層である。竹内茂代は、昭和一〇年、
次のようにのべている。

「婦女新聞は今も昔も世の流行婦人雑誌のやうに、何万何十万と
いふ読者を持ちません。しかし昔も今も、其読者の多くは皆堅実な
中流婦人であります。殊に小学校、女学校の女教員、処女会、婦人
会其他教化団体の指導者たち、そうした地位の中堅婦人で、婦女新聞
から何らかの思想的感化を受けなかつた人は殆どあるまいと思は
れます。¹⁵」

大正期に入ると、婦人雑誌は雨後の筈のように普及するが、その
多くが、娯楽本位の性格をもつていたのに對し、婦女新聞は、教師
を主な読者とすることによって、学校教育、社会教育の両面にわた
って、影響を及ぼしたといえよう。竹内茂代によると「直接影響力
の及ぶ範囲は或は広くなかつたにしても、間接の影響力の大きいこ
とは、他の一流雑誌に優るとも劣らない」と評価しているが、女子
教育界、婦人界などのリーダーが、「婦人新聞」の主張をどのように
受けとめ、それを、教育実践の場でどのように伝えていったか
については、今後の研究課題とされねばならない。さらに、官製イ
デオロギーとしての良妻賢母主義が、「婦人新聞」の女子教育感と、
どう比較されるのかという問題も解明さるべき点である。これらの
点が明らかにされてはじめて、「婦人新聞」の影響の実態について
も解明の糸口を与えられるであろう。さしあたつて、次章では、
「社説」を通して福島がどのような女子教育観を展開しているかを
検討したい。

第二章 「婦女新聞」にみる女子教育観

第一節 明治女学校への評価

「婦女新聞」の社説の中で高等女学校に関する主な論評を年代の早
いものからみてみよう。まず、明治四二年、「明治女学校を弔ふ」

喚起したり婦人參政権運動に積極的な支持を表明しているが、それが、当時の社会的「常識」であったかどうか。「婦女新聞」の発刊部数がのびなかつたことは、この辺に原因があつたことを示唆してはいまいか。

他方、「常識」を広く解釈して、普通一般人の有するエーツスをも含むものとするなら、福島の國体觀念の中には当時、「常識」的な日本人が受けいれやすいような発想、たとえば、「円に中心あり、物に重心あり、日本といふ國の中心重心は万世一系の皇統である」といった考え方がある。その皇室中心の思想をいれものとして、中味に社会的啓蒙、社会的調和の思想をつぎこんでいる觀があるといえよう。

「常識」の立場にも以上にみたような錯綜があるが、それが具体的論調にどのようにあらわれているかについては後に詳述するとして、次に解明すべき点は、「婦女新聞」がどのような読者層を獲得していたかということである。その前提となるのは、この新聞の性格から、女性を中心とした対象と考えていたことは間違いないが、女性にも、年齢、学歴、家庭環境、職業などさまざまな立場がある。通常、新聞には読者欄があり、投書などもあって、それらを手がかりとして、読者層を推定しうるものであるが、その作業だけでも膨大なものとなるので、稿を改めて行うことにして、ここでは二、三の事例をあげるにとどめておく。

まず第一に明治三十年代の苦学力行型の女学生に親しまれた新聞であったように思われるということである。例えば、明治三一年、

兵庫県西脇の農家から勉学をして上京した松田よう子は、新聞配達などをして自活しながら、東京府裁縫教員伝習所に通学しており、学歴は尋常小学校終了のみであるが、「天性深く學問を好み、夙は畠の間に在りて書を書き、夜は物置の中に入れて文を誦した」といわれる。明治三五年、おそらくは「女學生の新聞配達あり」の噂をきいたための訪問であろう、当時の読売新聞記者、閑巣二郎の目に映じたのは、二畳の部屋に質素な身の廻り品、それと「壁に掛けたる「婦女新聞」の綴込」であったという。明治三十年代といえば、高等女学校令の公布に代表されるように、女子教育がようやく、国家によって注目され、奨励されるようになったとはい、その教育觀は、良妻賢母主義を御題目にとねえる文部官僚や教育関係者が主流をなしていた。そのような社会にあって当時二四才の松田よう子が独立自活を志し、「他日の大成を期せん」として、「婦女新聞」を愛読していたらしいことは、この新聞のもつ読者層を推測させるものがある。松田よう子と同じく、地方から勉学の志をたてて上京した竹内茂代は、後に女医として世に知られるが、彼女も、松田よう子とほぼ同じ明治三五年頃、東京女医学校に入学すべく上京、明治四一年に第一回の卒業生となるがたつた一名の卒業生であったといわれる。竹内は、昭和一〇年、次のように「婦女新聞」とのかかわりを述べている。

「おもへば三〇余年の昔、支那カバン一つと唐草模様の風呂敷とをさげて、初めて私が東京へ出て来たその当時にも、大事にもつていたのは婦女新聞創刊号から二年間ほどの綴込がありました。有体

さて、「婦女新聞」の創刊に際して、福島の兄である医師、福島元節が、物心両面にわたって援助した。元節は、資本金として一千円の借金の保証人となり、かつ、自分の貯蓄金額を供与した。場所も、当時、本所区横綱町にあった兄の医院の二階にはじまつて、事務員には、当時六十余才の父親一人、編集は福島一人であったという。ここにみられることは、中学教師という一応、安定した職を投げうつて海のものとも山のものともしれぬ仕事にたいして、家族が一致して協力していることである。大正末年、福島は、そのことに關して述懐しているが、「馬鹿な弟の無鉄砲な新事業」に援助を惜しまなかつた兄、元節を、「婦女新聞」多数の恩人の中でも、その筆頭にあげなければならないと述べている。⁴

発刊部数は、創刊号に一万部印刷（全く売れず）、第二号は三千

部、三号二千部、四号一八〇〇、第十号千二百部へと減少していく。經營難がすぐ押しよせた。昭和五年、福島は、創刊当初の經營難の原因として次の四点を指摘している。①経済的手腕の欠如、②月刊雑誌でなく週刊であること、③本社直接の販売事務で手数がかかる、④創刊以来、大衆の興味に投する編集はしないという方針。⁵ 大新聞社の經營する週刊読物がその販売方法で難がないのに対し、個人經營の出版社による週刊雑誌が、急速に發展すると考えられないことは、今日からでも容易に推測できるところである。

結局、一千部前後の発刊数を拡大するために、創刊数ヶ月を経て、当時の婦人界、女子教育界のトップレベルを歩む婦人、つまり、鳩山春子、山脇房子、浜尾作子、下田歌子、三輪田真佐子、潮

田千勢子ら六人の名を以つてひろく読者勧誘状を出している。これら六婦人は、当時、「全婦人界の統率者たる觀があつた」ため、その連名の勧誘状の「威力」によつて、購読者数が、一挙に数倍したという。かくて、大正末期には一万の読者数に増加しているが、これは当時の流行雑誌とは比較にならぬ程少ない発行部数であった。例えば、大正三年一月に創刊された雑誌「婦女界」はすでに創刊時に一万部を越えており、大正末期には二〇万部に達していたといふ。⁶

この発刊部数の少ないという事実が物語つてゐることは、「婦女新聞」が独自の編集方針を持ち、従つてその読者層も、独自の特徴を持つていたものと推定されうるので、次に「婦女新聞」の性格について検討してみたい。

第二節 「婦女新聞」の性格と読者層

福島が、創刊にあたつて大衆の興味に迎合するような編集方針をとらないとしたことは既にふれたが、その立場を「極右の人からは左傾だと見られ、極左の人からは右傾だと見られる中間的立場になりますので、味方は一般の常識主義者ですが、世に常識ほど興味のないものはありません。」とも語つてゐる。しかし、「中間的立場」と「常識」を詭つていながら、同時に女性の地位、教育などについての啓蒙という立場にもある限り、当然、その「常識」のあり方が規定されてくる。つまり、啓蒙の意図をもつて発刊事業を始めたのは、当時の「常識」のレベルが低いという認識があつたからである。後述するように、「婦女新聞」は、女子高等教育促進の世論を

第一章 「婦女新聞」発刊と福島四郎

第一節 発刊の動機

週刊「婦女新聞」は、明治三十三年五月十日、福島四郎によつて創刊された。明治六年、小藩の士族の家に生れた福島は、健康に恵まれず、そのため師範学校入学の志望も実現せず、漢学塾などに通つて初等・中等教員資格を手にしたという、いわば明治のエリートコースからはずれた教育をうけた人間であった。しかも、聴力に難があるため、授業を聞きとる努力も人一倍必要であったといわれる。

このような彼の青年期の境遇が、低い地位に甘んじていた女性の向上、啓蒙に生涯の生きがいを見出したことと無縁であったとは考えられないが、ともあれ、彼は、二七才になった明治三十三年、当時在職して東京本郷の京華中学校国語科教員の地位を捨てて、未経験のジャーナリズムの世界に向した。

創刊の動機になつたものに、彼の幼時の家庭環境がある。それは、姉が不幸な結婚をし婚家先で精神的虐待を受け、遂に悶死するという事件であった。彼が十一才の時に起つたこの悲惨な出来事は、少年福島の心に深いショックを与え、青年期に入つてからも、我が國の結婚の実態と制度に疑問を持ち続ける所以となつたという。このような福島のメンタリティに積極的刺戟剤の役割を果たしたのが、明治三年に発刊された福沢諭吉著の「女大学評論」であつた。この著作によって、福島は女性をとりまく従来の習慣制度の矛盾と不合理の意識を明確に自覚しただけでなく、女性の地位の向上

を生涯の仕事とすることに決めたのである。明治期の福沢の女性についての啓蒙的意図が、一中学校教員の奮起を促し、「婦女新聞」の発刊へとつながつたことは、福沢の持つた啓蒙力が、女子教育界でどのように伝播したかを如実に証左してくれる具体例となるであろう。福沢に面識もなく、ただその著作によつてのみ人生の方向を転換していった無名の人物は、発掘すれば、今後も見出されていくであろうが、ジャーナリストとしても地味な存在で通した福島は、さし当つてその典型的な人物であつたといえよう。

周知のように、福沢の「女大学評論」は、我国從來の結婚にまつわる不合理な慣習を徹底的に批判しており、例えば「七去」、つまり、「子なき女はさるべし」に代表される離婚の原因として数えあげられているものは不合理そのもので、当時の民法をさえ侵しているものであると指摘する。それにもかかわらず、古き「女大学」が明治三〇年代において実際の生活の中では尊重されているということが、福沢をして「女大学評論」の著述に向わせた理由の一半であった。福沢はいう。「今日の女大学は小説に非ず、戯作に非ず、女子教育の宝書として、都鄙の或る部分には今尚ほ崇拜せらるるものにてありながら宝書中に記す所は明かに現行法律に反くもの多し。其の民心に浸潤するの結果は、人を誤つて法の罪人たらしむるに至る可し。教育家は勿論政府に於ても注意す可きものなり。」

当時、「女子教育の宝書」とされていた女大学の思想が我が姉を不幸な死に至らしめたという自覚が福島の問題意識と、福沢諭吉の啓蒙的意図とを結びつけた接点となつたわけである。

大正期の女子教育世論(一)

「婦女新聞」を中心にして

碓井知鶴子

はじめに

明治二十年、当時の代表的な婦人雑誌である「女学雑誌」は、その頃の婦人解放論の流行を表現して、「男尊女卑を非とするの論轍世論となりぬ斯て女学伸長を急務とするの論轍世論となりぬ（中略）思ふに此の数年は女権伸張女学進歩の大勢破竹の勢を以て日本社会を突走したるものなり」（明治二十年十二月、九〇号）と述べている。世にいう鹿鳴館期の「女学進歩」の世論が如何に底の浅いものであったかは、あたかも明治二二年大隈重信による条約改正の失敗を機に、急速に衰微していった欧化の風潮と何ら変るところない。特定の主張をもった新聞、雑誌の刊行が世論を触発しうるには、その主張に共鳴する一定の社会層の成立が前提とされねばならないし、また、マス・コミがどの程度、普及している社会であるかということも考慮せねばならない。従つて鹿鳴館期の「女学雑誌」の世論が定着しなかつたこともまた当然といわねばなるまい。

それに比して大正期の社会状況は、女子教育世論を活発にする幾

多の条件に恵まれていたといえる。既に明治末年に創刊された「青踏」を皮切りに、婦人参政権、母性保護の要求、働く婦人の組織化等々の婦人運動は急速に成長した。加えて、第一次大戦をきっかけとした欧米の婦人論や婦人運動も知られるようになつたこと、さらに、大戦後の「国力増進」「国運発展」の見地からなされる女子教育振興論などがある。また吉野作造の大正デモクラシー運動、さらにその実践としての普通選挙運動といった社会的背景も婦人運動と離しては考えられない。このような社会的状況の中で、新聞や雑誌も一段と大衆への密着度を増していく、その種類、発行部数、共に急増していく。

小論は、右のような社会的状況の中で、女子の中等教育、高等教育に關してどのような主張がなされたかを福島四郎発刊の「婦女新聞」、社説欄を中心に跡づけ、あわせて、当時の世論と政策の対応關係を明らかにしてみたい。